

第1章 調査実施の概要

1. 調査の目的

本市における子どもの貧困対策を推進するため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を踏まえ、本市の子どもの貧困に関する実態調査・分析に加え、統計等を活用した資源量調査とヒアリング調査を実施・支援し、子どもの貧困対策推進計画を策定するための基礎資料とします。

2. 調査の設計

調査対象	市内在住の小学5年生及び中学2年生の児童・生徒並びにその保護者 ①小学5年生の児童及びその保護者：各672名 ②中学2年生の生徒及びその保護者：各689名
調査方法	学校配付－学校回収及び郵送回収（任意選択）
調査期間	令和3年11月4日～令和3年11月19日 （令和3年12月1日までの回収票も有効としている）
企画実施	米沢市健康福祉部子ども家庭課
集計・分析	株式会社サーベイリサーチセンター東北事務所

3. 回収結果

調査対象		配付数	有効回収数 (率)	(うち)児童・生徒票と 保護者票の両方の回答が得られた(親子の マッチングができた)世帯(率)
小学5年生	児童	672	473 (70.4%)	426 (63.4%)
	保護者	672	473 (70.4%)	
中学2年生	生徒	689	434 (63.0%)	322 (46.7%)
	保護者	689	409 (59.4%)	

※回収世帯数：1,042 世帯（小学5年生：521 世帯、中学2年生：521 世帯）

※本報告書では、児童・生徒票及び保護者票の各設問の単純集計結果のほか、設問によっては「収入階層別」「世帯類型別」のクロス集計結果を掲載しています。

4. 報告書の見方

(1) 電算処理の注意点

- ◆ 調査数（n=number of cases）とは、回答者総数あるいは分類別の回答者数のことです。
- ◆ 回答の構成比は百分率であらわし、小数点第2位を四捨五入して算出しているため、合計すると100%にならない場合があります。
- ◆ 回答者が2つ以上の回答をすることができる複数回答が可能な質問においては、すべての選択肢の比率を合計すると100%を超えます。

(2) グラフの見方について

- ◆ 調査票における設問及び選択肢の語句等を一部簡略化している場合があります。

5. 調査結果の分析方法

子育て世帯の生活実態の差を比較するため、世帯タイプ及び集計区分によるクロス集計を行いました。これらの分類基準及び分類結果は以下のとおりです。

(1) 世帯タイプ

① 世帯タイプの定義

小学5年生保護者票、中学2年生保護者票について、問1、問4、問5、問7の回答をもとに「世帯タイプ」別に分類しました。

世帯タイプ	問1 回答者	問5 親の婚姻状況	問4 家族構成	問7 両親の就労状況
ひとり親世帯	父または母	離婚、死別、未婚、いない、わからない	—	—
祖父母等の同居なし	父または母	離婚、死別、未婚、いない、わからない	祖父母等が同居していない	—
祖父母等の同居あり	父または母	離婚、死別、未婚、いない、わからない	祖父母等が同居	—
ふたり親世帯	父または母	結婚している (再婚や事実婚を含む)	—	—
共働き	父または母	結婚している (再婚や事実婚を含む)	—	父母ともに就労
父親または母親のどちらかのみ就労	父または母	結婚している (再婚や事実婚を含む)	—	父または母のどちらかのみ就労
世帯タイプの把握が困難	※問1、問4、問5、問7が無回答だった等により、上記に分類できなかったもの			

② 世帯タイプの分類結果

世帯タイプの具体的な内訳は以下のとおりです。

回収世帯数		1,042 世帯
世帯タイプ	ひとり親世帯	108 世帯 (10.4%)
	祖父母等の同居なし	70 世帯 (6.7%)
	祖父母等の同居あり	38 世帯 (3.6%)
	ふたり親世帯	750 世帯 (72.0%)
	共働き	685 世帯 (65.7%)
	父親または母親のどちらかのみ就労	65 世帯 (6.2%)
	世帯タイプの把握が困難	184 世帯 (17.7%)

(2) 集計区分

① 集計区分の定義

小学5年生保護者票、中学2年生保護者票について、問2、問9の回答をもとに「2019（令和元）年国民生活基礎調査（平成30年の所得）」に基づき、世帯の所得に応じて次のとおり分類しました。

A世帯	等価可処分所得が127万円未満の世帯
B世帯	等価可処分所得が127万円以上の世帯

※等価可処分所得…世帯の可処分所得（所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いた後のいわゆる手取り収入）を家族人数の平方根（ $\sqrt{\quad}$ ）で割った所得

※厚生労働省の「2019（令和元）年国民生活基礎調査（平成30年の所得）」において算出された等価可処分所得の中央値（254万円）の半分の額（127万円）が「貧困線」とされ、貧困線に満たない世帯員の割合が「貧困率」とされています

※本調査では、世帯の所得について、回答者の負担感や回収率への影響を考慮し、100万～200万円といった数値の幅を持たせた選択肢で把握することとしたため、選択肢の上限値と下限値の平均値を世帯の所得とみなして算出しています

（例）問9で世帯の所得が「500～600万円」、問2で家族人数が「5人」と回答した場合

世帯の所得：（500万円＋600万円）÷2＝550万円

等価可処分所得：550万円÷ $\sqrt{5}$ ＝245.96万円

【等価可処分所得127万円（貧困線）未満の世帯所得の目安】

- ・ 2人世帯：179万円以下（1,790,000円÷ $\sqrt{2}$ ＝1,265,721円）
- ・ 3人世帯：219万円以下（2,190,000円÷ $\sqrt{3}$ ＝1,264,397円）
- ・ 4人世帯：253万円以下（2,530,000円÷ $\sqrt{4}$ ＝1,265,000円）
- ・ 5人世帯：283万円以下（2,830,000円÷ $\sqrt{5}$ ＝1,265,614円）

② 集計区分の分類結果

集計区分の具体的な内訳は以下のとおりです。

回収世帯数		1,042世帯
集計区分	A世帯	143世帯 (13.7%)
	B世帯	685世帯 (65.7%)
	集計区分の把握が困難	214世帯 (20.5%)

6. 子どもの貧困に関する現状

(1) 国の子どもの貧困に関する現状

「子どもの貧困率」は、国の大綱の中で「子供の貧困に関する指標」のひとつとなっています。国民生活基礎調査の結果をみると、全国的に子どもの相対的貧困率は平成 24 年までは上昇傾向で推移してきましたが、それ以降は下降傾向に転じ、平成 30 年には 13.5%となっています。

《貧困率の状況（全国）》

	平成 15 年	平成 18 年	平成 21 年	平成 24 年	平成 27 年	平成 30 年
相対的貧困率	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	13.5%
子どもがいる現役世帯の貧困率	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	12.6%
大人が 1 人の貧困率	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.1%
大人が 2 人以上の貧困率	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%	10.7%
貧困線（名目値）	130 万円	127 万円	125 万円	122 万円	122 万円	127 万円

資料：国民生活基礎調査（厚生労働省）

(2) 本市の子どもの貧困に関する現状

本調査においては、直近の国民生活基礎調査（平成 30 年調査値）に基づく貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額：127 万円）を基準とし、貧困線未満の世帯を「貧困世帯（調査結果のとりまとめにあたっては「A 世帯」と表記）」、貧困線以上の世帯を「非貧困世帯（調査結果のとりまとめにあたっては「B 世帯」と表記）」としました。

貧困世帯の割合をみると、回収世帯数 1,042 世帯から等価可処分所得または世帯タイプの算出が困難であった 232 世帯を除いた集計対象世帯数は 810 世帯で、そのうち 139 世帯（17.2%）、ひとり親世帯では 103 世帯のうち 56 世帯（54.4%）が該当しました。また、貧困世帯に属する者は集計対象世帯員数 3,719 人のうち 654 人（17.6%）、ひとり親世帯では 380 人のうち 227 人（59.7%）、高校生以下の子ども 1,653 人のうち、貧困世帯に属する子どもは 302 人（18.3%）、ひとり親世帯では 189 人のうち 116 人（61.4%）でした。

《本市における貧困の指標》

	国 (参考)	本市 (R3)	市調査 (ふたり 親世帯)	市調査 (ひとり 親世帯)	うち 祖父母等の 同居あり	うち 祖父母等の 同居なし
相対的貧困率	15.4%	—	12.8%	59.7%	59.8%	59.7%
子どもの貧困率	13.5%	—	—	—	—	—
子どもがいる現役世帯の貧困率	12.6%	17.2%	11.7%	54.4%	54.3%	54.4%
大人が1人の貧困率	48.1%	59.7%	—	59.7%	59.8%	59.7%
大人が2人以上の貧困率	10.7%	12.8%	12.8%	—	—	—
高校生以下の貧困率	—	18.3%	12.7%	61.4%	58.3%	62.8%
貧困線（名目値）	127 万円	127 万円	127 万円	127 万円	127 万円	127 万円

※国の数値は、平成 30 年調査値

※貧困線（名目値）は、直近の国民生活基礎調査（平成 30 年調査値）に基づく貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額 127 万円）

《用語の解説》

	説 明
相対的貧困率	等価可処分所得が貧困線に満たない世帯員の割合
子どもの貧困率	17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合 （国の基準に基づく積算が困難であるため、本市では算出せず）
大人、子ども	大人：18歳以上の者 子ども：17歳以下の者 （本市では、大人：子ども以外の者 子ども：高校生以下の者とした）
現役世帯	世帯主が18歳以上65歳未満の世帯 （本市では、大人（世帯主）がいる世帯をすべて現役世帯とした）
大人が1人の貧困率	現役世帯のうち、大人が1人と高校生以下の子どもがいる世帯に属する世帯員のうち、貧困線に満たない世帯員の割合
大人が2人以上の貧困率	現役世帯のうち、大人が2人以上と高校生以下の子どもがいる世帯に属する世帯員のうち、貧困線に満たない世帯員の割合
高校生以下の貧困率	高校生以下の世帯員のうち、貧困線を下回る世帯で生活する世帯員の割合
貧困線	等価可処分所得の中央値の半分の額 （本市では、直近の国民生活基礎調査（平成30年調査値）に基づく貧困線（等価可処分所得の中央値の半分の額 127万円）を用いることとした）
等価可処分所得	世帯の可処分所得を世帯員の平方根で除して調整した所得
可処分所得	収入から直接税、社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入 （本市では、手取り収入額として回答された額を用いることとした）

7. 調査結果の要点

(1) 回答者の属性

回収世帯数は1,042世帯で世帯タイプは、ひとり親世帯108世帯(10.4%)、ふたり親世帯750世帯(72.0%)、世帯タイプの把握が困難184世帯(17.7%)となっています。ひとり親世帯108世帯のうち、祖父母等の同居なしが70世帯(64.8%)となっています。ふたり親世帯750世帯のうち、共働きが685世帯(91.3%)を占めています。

回収世帯数1,042世帯のうち、A世帯(等価可処分所得が127万円未満の世帯)は143世帯(13.7%)、B世帯(等価可処分所得が127万円以上の世帯)は685世帯(65.7%)、集計区分の把握が困難な世帯は214世帯(20.5%)となっています。

(2) 貧困世帯の状況

貧困世帯の割合をみると、回収世帯数1,042世帯から等価可処分所得または世帯タイプの算出が困難であった232世帯を除いた集計対象世帯数は810世帯となります。そのうち子どもがいる現役世帯139世帯の貧困率は17.2%、ひとり親世帯では103世帯のうち56世帯(54.4%)が該当しました。

貧困世帯に属する者は集計対象世帯員数3,719人のうち654人(17.6%)、ひとり親世帯では380人のうち227人(59.7%)、高校生以下の子ども1,653人のうち、貧困世帯に属する子どもは302人(18.3%)、ひとり親世帯では189人のうち116人(61.4%)であり、特にひとり親世帯での厳しい状況が明かです。

(3) 父母の就労形態と経済状況

母親の就労状況は、「正社員・正規職員・会社役員」が49.9%と最も多く、パートなどの非正規雇用は47.0%となっています。

父親の就労状況は、「正社員・正規職員・会社役員」が77.9%と最も多く、パートなどの非正規雇用の割合は11.9%と母親に比べて低くなっています。

「正社員・正規職員・会社役員」は、ひとり親世帯では46.3%と、ふたり親世帯(50.8%)を下回り、A世帯では37.8%と、B世帯(54.5%)を下回り、非正規雇用や働いていない割合が高くなっています。

現在の暮らしの状況が《苦しい》は46.3%を占め、ひとり親世帯では《苦しい》が67.6%と、ふたり親世帯(42.8%)を上回り、A世帯では《苦しい》が70.7%と、B世帯(41.1%)を上回っています。

ひとり親世帯、A世帯で経済的不安が他の世帯に比べて大きく、就労支援や就労環境の充実も重要となっています。

(4) 親の婚姻状況と離婚時の養育費の取り決め

親の婚姻状況は、「結婚している(再婚や事実婚を含む)」が86.1%と最も多く、以下「離婚」(10.3%)、「死別」(1.7%)、「未婚」(0.5%)となっています。A世帯では「離婚」が34.3%と、B世帯(5.4%)を上回っています。

離婚相手との子どもの養育費の取り決めについて、「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が36.3%と最も多く、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない

い」(28.6%)を合わせた《養育費を受け取っていない》は64.9%と、《養育費を受け取っている》(35.2%)を上回っています。

《養育費を受け取っていない》は小学5年生保護者では53.5%、中学2年生保護者では75.0%と4人に3人が該当しています。A世帯、B世帯ともに《養育費を受け取っていない》が過半数を占めていますが、A世帯では69.4%と、B世帯(54.0%)を上回っており、離婚前の養育費取り決めの浸透と実効性の確保が重要となっています。

なお、「第二次山形県子どもの貧困対策推進計画(令和3年3月 山形県)」における令和7年度の数値目標の1つに「養育費の取決めをしている世帯数(母子・父子世帯別)」があり、令和元年度の現状値は、山形県全体で母子世帯が58.5%、父子世帯が47.4%となっています。本市の母子世帯では《養育費の取決めをしている》は61.6%、父子世帯では54.6%と、県を上回っています。

(5) 子どもの進学

子どもの進学段階の希望について、保護者は「大学」が56.0%と最も多く、以下「高等学校」(23.6%)、「専門学校」(11.2%)、「短期大学・高等専門学校」(5.8%)を上回っています。「大学」進学希望はひとり親世帯では48.1%、A世帯では33.6%にとどまっています。

子どもの進学で心配なことは、保護者は「学費等の確保」が62.8%と最も多く、次点の「お子さんの学力不足」(45.5%)を引き離しています。特にひとり親世帯では「学費等の確保」は72.2%、A世帯では73.4%と、進学費用が大きなハードルであることがわかります。

子ども本人の進学段階の希望については「大学」が36.6%と最も多く、以下「高等学校(高校)」(17.0%)、「専門学校」(11.6%)となっており、「まだわからない」が28.2%を占めています。

ひとり親世帯の子どもの「大学」希望は30.6%と保護者の48.1%を下回り、A世帯の子どもは「大学」(28.3%)と「高等学校(高校)」(27.4%)に分かれる結果となっています。世帯の経済的事実から進学をあきらめる子どもが少なくなるよう学費支援や多様な学習支援が重要となっています。

(6) 学習支援の参加意向

学習支援に参加させたい意向は42.4%となっており、小学5年生保護者では46.9%と、中学2年生保護者(37.2%)を上回っています。ひとり親世帯では46.3%、A世帯では53.1%となっています。なお、「すでに参加している」は0.2%と少数です。

参加させたい・参加している理由は「民間の学習塾などは経済的な負担が大きいから」が65.7%と最も多く、A世帯では77.9%を占めています。ひとり親世帯では「民間の学習塾などは経済的な負担が大きいから」(66.7%)に加え、「仕事などで忙しく、家で勉強をみてあげられないから」が54.9%と、ふたり親世帯(43.5%)を上回り、経済的な理由に加え、家族以外の目配りを求めていることがわかります。

（7）子ども食堂の参加意向

子ども食堂などに参加させたい意向は18.8%、小学5年生保護者では「参加させたい」が23.9%と、中学2年生保護者（13.0%）を上回っています。ひとり親世帯では22.2%、A世帯では21.7%となっています。なお、「すでに参加している」は0.7%と少数です。

参加させたい・参加している理由は「お子さんにさまざまな人と関わる機会を持たせたいから」が75.0%と最も多く、ひとり親世帯（57.7%）よりも、ふたり親世帯（78.9%）でより支持されています。ひとり親世帯では「家事の負担を軽減したいから」（38.5%）で14.6ポイント、「保護者が仕事で不在の時など、お子さんだけでは心配だから」（34.6%）で12.1ポイント、「経済的に、家では十分な食事を食べさせられないから」（19.2%）で17.8ポイント、ふたり親世帯を上回っています。A世帯では「経済的に、家では十分な食事を食べさせられないから」が12.1%と、B世帯（2.3%）を上回っていますが、子ども食堂は開催頻度や間口を幅広く設定した運営からも経済的な支援というよりも多様な交流機会ととらえていることがわかります。

（8）公的支援制度の利用経験

公的支援制度の利用経験は、すべての項目で「利用する必要がなかった」が過半数を占めています。一方、「利用したことがある」は『ア）児童扶養手当』（22.2%）、『キ）高等学校等就学支援金』（14.2%）、『カ）就学援助』（10.5%）で1割以上と、他の項目に比べやや多くなっています。特に『ア）児童扶養手当』（73.1%）、『カ）就学援助』（51.9%）でひとり親世帯がふたり親世帯を大きく上回り、また、「制度のことを知らなかった」は『ア）児童扶養手当』を除くすべての項目でひとり親世帯がふたり親世帯を上回っています。

「利用したことがある」はすべての項目でA世帯がB世帯を上回り、また、「制度のことを知らなかった」は『カ）就学援助』を除くすべての項目でA世帯がB世帯を上回っています。

支援をより必要とするひとり親世帯やA世帯で公的支援制度の認知度が低いことから、適切なタイミングで繰り返し通知するなど周知徹底を図ることが必要となっています。

（9）ヤングケアラー

家族の中に《お世話を必要とする家族がいる》のは51.9%であり、保護者や子どもでも、大きな違いは見られません。

子どもの《自分がお世話をしている家族がいる》とする回答は17.7%となっており、保護者の13.1%を上回っています。

子どもが行っているお世話の内容は「見守り」が38.4%と最も多く、以下「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」（34.9%）、「外出の付き添い（買い物、散歩など）」（27.9%）、「兄弟姉妹の世話や保育所などへの送り迎えなど」（25.6%）、「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」（14.0%）となっています。小学5年生の子どもは「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」が38.5%と、中学2年生（29.4%）を上回っていますが、中学2年生の子どもは（保護者の）「感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）」が26.5%と、家事に肉薄しています。

ひとり親世帯の子どもでは「家事（食事の準備や掃除、洗濯）」、「兄弟姉妹の世話や保育所などへの送り迎えなど」（ともに 33.3%）が多く、ふたり親世帯の子どもでは「見守り」（51.9%）が最も多くなっています。

なお、保護者では「見守り」（46.7%）に次いで「兄弟姉妹の世話や保育所などへの送り迎えなど」（35.0%）が第2位と子育て支援が上位であり、子どもほど家事の回答は多くはないため、家事を担っているとの子どもの印象とややギャップが見られます。

家族のお世話をするのでできていないことがあるのは、小学5年生の子どもは 19.2%、中学2年生の子どもは 26.5%と、小学5年生を上回っています。

子どもがヤングケアラーに該当するかは、中学2年生の子どもでは 14.7%、中学2年生保護者では 14.3%が自覚しており、大きな違いはありません。

ヤングケアラーの認知度は、中学2年生の子どもでは「聞いたことはない」が 70.7%と最も多く、「聞いたことがあり、内容も知っている」が 13.6%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が 14.7%であり、中学2年生保護者では「聞いたことがあり、内容も知っている」は 49.1%でした。

（10）子どもの将来の夢

子ども自身の将来の夢は、《ない》が 25.3%であり、小学5年生では 22.4%と、中学2年生では 28.3%と年齢が上がるにしたがって増えています。ひとり親世帯の子どもは《ない》が 30.5%と、ふたり親世帯の子ども（26.3%）をやや上回っています。

将来の夢がない理由について、「具体的な夢が思い浮かばないから」が 68.6%と最も多くなっています。

（11）子どもの悩みや不安

子ども自身の悩みや不安の有無について、小学5年生では「勉強に関すること」が 17.5%と最も多く、以下「友だちに関すること」（13.5%）、「自分の性格に関すること」（12.3%）、「自分の容姿（外見）に関すること」（8.2%）となっています。なお、「特に悩みや不安はない」は 57.1%となっています。中学2年生では「進学・進路に関すること」が 44.0%と最も多く、以下「勉強に関すること」（41.7%）、「自分の性格に関すること」（19.4%）、「友だちに関すること」、「学校の部活動に関すること」（ともに 18.9%）となっています。なお、「特に悩みや不安はない」は 31.1%となっています。年齢が上がるにしたがって「進学・進路に関すること」、「勉強に関すること」が増えています。

子ども自身の悩みや不安の相談相手は、小学5年生では「お母さん」が 70.8%と最も多く、以下「友だち」（59.2%）、「お父さん」（38.7%）、「学校の先生など（保健室、カウンセラーなども含む）」（28.3%）、となっています。中学2年生では「友だち」（60.1%）、「お母さん」（59.4%）がともに多いですが、「お母さん」、「お父さん」は小学5年生を約 10 ポイントずつ下回り、「相談せずに自分で解決する」は中学2年生（10.6%）が小学5年生（8.5%）をやや上回っています。

小学5年生のひとり親世帯の子どもが一番の相談相手は「友だち」（69.4%）であり、ふたり親世帯の子どもが一番とする「お母さん」（72.9%）は 59.2%と次点になっています。ひとり親世帯では「おじいさん・おばあさん」が 26.5%と、ふたり親世帯（16.3%）を上回っ

ています。中学2年生になると、ひとり親世帯の子どもは「相談せずに自分で解決する」が19.4%と、ふたり親世帯(9.9%)を9.5ポイント上回っており、自立が早い、または、頼れる相談先が少ないのかについては注視が必要です。

(12) 子どもの生活満足度

子どもの最近の生活の満足度は、「10点(十分に満足している)」が25.5%と最も多く、平均は7.47点となっています。小学5年生、中学2年生ともに第1位は「10点(十分に満足している)」であり、小学5年生は平均7.88点、中学2年生は平均7.01点と年齢が上がるにしたがって低くなっています。

(13) 相談先

子育てや教育に関する相談先は、「友人や知人」が64.2%と最も多く、以下「子どもの母親または父親」(58.8%)、「子どもの祖父母等の親族」(58.2%)、「教育・保育施設の保育士や先生、学校の先生やカウンセラー等」(22.0%)となっています。中学2年生保護者では「子どもの祖父母等の親族」(52.8%)で10.0ポイント、「友人や知人」(60.6%)で6.6ポイント、「教育・保育施設の保育士や先生、学校の先生やカウンセラーなど」(19.1%)で5.4ポイント、小学5年生保護者を下回っています。ひとり親世帯では「いない・ない」が15.7%と、ふたり親世帯(6.5%)を上回っています。

(14) 情報の入手先

公的な子育て・生活支援情報の入手先は「広報よねざわ」が74.4%と最も多く、以下の「教育・保育施設や学校からのお便り」(42.4%)、「家族や友人からの情報」(34.8%)、「市や県のホームページ」(21.8%)、「SNS」(12.6%)を大きく上回っています。ひとり親世帯は「家族や友人からの情報」が25.9%と、ふたり親世帯(36.9%)を11.0ポイント下回り、A世帯では「家族や友人からの情報」が25.2%と、B世帯(38.2%)を13.0ポイント下回るなど、ひとり親世帯、A世帯は、親しい人からの情報が他の世帯に比べて少ない情報弱者であり、繰り返しの情報提供が必要となっています。

(15) 充実すべき子育て・生活支援

充実すべき子育て・生活支援について、「保育料や授業料の負担軽減」が59.8%と最も多く、僅差で「進学のための奨学金等の充実」(55.3%)、以下「子どもの医療費支援の充実」(37.1%)、「就学援助の充実」(36.4%)、「無料又は低額の子どもの学習支援の充実」(34.1%)、「保護者の医療費支援の充実」(29.1%)、「仕事で帰宅が遅くなる場合や休日勤務の場合等の保育サービスの充実」(23.9%)、「病児・病後児保育の充実」(23.7%)、「子どもの就職支援の充実」(20.4%)、「相談窓口の充実」(12.1%)、「無料又は低額で食事の提供を行う「子ども食堂」の充実」(10.5%)、「保護者の就職支援の充実」、「家賃の安い賃貸住宅の確保に関する支援の充実」(ともに10.4%)となっています。

小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに第1位は「保育料や授業料の負担軽減」、第2位は「進学のための奨学金等の充実」となっています。第3位以降をみると、小学5年生保護者では「無料又は低額の子どもの学習支援の充実」(35.5%)、「就学援助の充実」(35.1%)、

「子どもの医療費支援の充実」（34.5％）の順となっており、子どもの医療費支援より就学援助や学習支援への回答が多くなっています。中学2年生保護者では「子どもの医療費支援の充実」（40.1％）、「就学援助の充実」（37.9％）、「無料又は低額の子どもの学習支援の充実」（32.5％）となっており、就学援助や学習支援より子どもの医療費支援への回答が多くなっています。

ひとり親世帯では「家賃の安い賃貸住宅の確保に関する支援の充実」が21.3％と、ふたり親世帯（8.9％）を上回っています。

さらに、A世帯では「就学援助の充実」が54.5％と、B世帯（32.7％）を上回っていることに加え、「無料又は低額の子どもの学習支援の充実」（43.4％）では11.4ポイント、「子どもの就職支援の充実」（30.8％）では12.6ポイント、「家賃の安い賃貸住宅の確保に関する支援の充実」（18.9％）では10.1ポイント、B世帯を上回って幅広い支援を求めていることがわかります。

